

創造的復興への貢献



熊本城 奇跡の一本石垣 (提供:熊本城調査研究センター)



熊本地震で崩落した阿蘇大橋 (提供:共同通信社)

平成28年(2016年)4月15日 金曜日

9人死亡 860人負傷

熊本激震 避難4万人超

14日午後9時26分ごろ、益城町で震度7、熊本市などで震度6を観測した地震で、県警は15日午前、建物の倒壊前6時現在、県内の負傷者は少なくとも860人、うち53人が重傷と発表された。県警は、市町の9人の死亡を確認し、うち53人が重傷と発表された。県警は、505カ所の避難所に、約4万4千人が避難した。

余震とみられる強い地震が続き、15日午前0時3分ごろにも震度6強を観測。蒲島都夫知事は15日午前8時すぎから、首相官邸の安倍晋三首相らとのテレビ会議に臨み、被害状況を報告。今後、時間の経過に伴って被害拡大が懸念される」と述べ、国に激甚災害の早期指定など全面支援を求めた。

JR九州は15日、九州新幹線の全区間で始発から運転を見合わせた。九州自動車道は路面の陥没や隆起が多数発生し、南関インターチェンジ以南は通行止め。一般道でも陥没などが相次いだ。両

購読のお申し込み ☎0120-374625

詳しくは熊本日日新聞 朝刊をご覧ください

M7.3 死者41人に

熊本地震「本震」 9万人超避難 不明者も

熊本日日新聞 2016年4月17日付

人的被害(人)	死者	95 (災害関連死5含む)	住宅被害(棟)	全壊	8,127	避難状況	避難者(以下、ピーク時)約18.3万人	
	重軽傷者	2,314 (未確定分含む)		半壊	28,718		交通	九州新幹線 博多-新水俣一時運休 九州道一時通行止、国道57号通行止め 熊本空港一時閉鎖
			一部破損	128,474	水道	断水:熊本市内で32万戸	電気・ガス	停電:熊本全県で7.7万戸 ガス停止: // 10.5万戸
			未分類	21				
			(上記計)	165,340 ※罹災証明書交付数 174,688件				
			非住宅被害(棟)	2,416				

2016(平成28)年8月23日時点 熊本地震による被害 熊本県調べ

第1節 | 熊本地震の記録

1. 「平成28年(2016年)熊本地震」の概要

地震の概要

それは、気象庁観測史上、前例のない空前の大地震であった。前震を上回る本震が同じ震源地で連続して発生したのである。

2016(平成28)年4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源地に深さ11kmでマグニチュード6.5の地震(前震)が発生した。益城町で震度7、熊本市、玉名市、宇城市、西原村で震度6弱と強い揺れが続いた。

前震から28時間後の16日午前1時25分、再び熊本地方を震源地に深さ12kmでマグニチュード7.3の地震(本震)が発生した。

前震を上回る極めて強い揺れで益城町、西原村で震度7、熊本市、菊池市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町で震度6強を観測した。

最大震度7が同じ震源地で連続して発生するのは初めてのことであった。1995(平成7)年に発生した阪神・淡路大震災と同規模の大

地震であった。

地震の引き金は活断層の布田川断層帯・日奈久断層帯の横ずれだった。前震は、日奈久断層帯の北端の益城町木山付近で横ずれが発生した。本震は布田川断層帯の益城町木山から宇土半島に至る区間での横ずれで、益城町木山付近で交差する両断層帯による運動型地震だった。

建物被害は、耐震基準が定められた1981(昭和56)年の建築基準法改正以前に建てられた古い木造家屋に倒壊などの被害が集中した。台風対策で重い瓦を載せていたことも災いした。

2000(平成12)年、建築基準法は阪神・淡路大震災の教訓で震度6強や7でも耐えられるように見直されていた。しかし、震度7に2度見舞われた益城町では、改正後に建てられた住宅でも全壊したケースがあった。震度7の連続発生は想定されていなかったのだ。

熊本県の被災状況

県内の被害は甚大だった。地震による直接死(警察検視)は50人に上った。地域別では震度7が連続した益城町で倒壊した家屋の下敷きになるなどして20人が、南阿蘇村では土砂崩れで住民13人が死亡した。また東海大学阿蘇キャンパス近くの学生アパートが倒壊して学生3人が死亡した。

本震後に公共施設などの避難所に逃れた人は18万4,000人に上った。避難生活の長期化によるストレスや持病の悪化などで亡くなる災害関連死も増え続けた。

県のまとめ(2017年12月現在)で死者は災害関連死を含めて252人、重軽傷者が2,720人に達した。その後も災害関連死は増え続け、2025年4月までで県内での死者は275人に、大分県での死者3人を含めると熊本地震での死者は災害関連死を含めて278人に上った。

県内での住宅・建物の被害は全壊が8,665棟、半壊が3万4,392棟

に上った。

交通網では、阿蘇大橋が崩落して南阿蘇方面への幹線道路が寸断されるなど道路の陥没、損傷が相次いだ。電気、水道、ガス、通信など県民の生活を支えるライフラインも絶たれ、停電45万戸、断水43万戸、ガス供給停止10万戸、通信不通1万件に上った。

学校関係も全幼稚園、小中学校、高校が当面休校、大学も休講となった。熊本城は天守閣の瓦が落下し、石垣の崩落が続出、阿蘇神社では楼門が倒壊するなど県民の「宝」というべき文化財が相次いで損傷した。

被害が広範かつ甚大であったため、前震発生直後の4月14日に県内全45市町村に災害救助法が適用され、同25日には激甚災害、同28日には全国で4例目の特定非常災害(著しく異常かつ激甚な非常災害)に指定された。熊本地震が地域経済に与えた影響は、地域住民の生活基盤、地域経済を支える生産施設・設備、社会インフラなど

のストック(社会資本)が広範に毀損したことである。ストック毀損額は熊本・大分両県で2.4兆円から最大4.6兆円、うち熊本県が1.8兆円から3.8兆円に上ると内閣府は試算した。

一方、生産活動の停止など供給側からみたフローの損失額は地震発生から34日間で900億円から1,270億円に上り、熊本県が9割を占めると試算された。熊本県の調査では、農林水産関係の被害額は1,826億円に達した。

地震による風評被害について、内閣府は九州全体での宿泊のキャンセルは75万人に達し、被災直後のゴールデンウィークの人出も九州では大幅減になったと指摘した。

当行の被災状況

震災前年の2015年5月、当行は本店を免震構造のビルに新築していた。新店ビルは、本震により南西から北東方向にかけて70cm程(けがき板で実測)揺れ動いたものの、幸い大きな被害は免れた。

PCの倒壊もなくキャスター付きの椅子が左右に広がった程度だった。そのため、新店ビルが発災直後から司令塔(災害対策本部)として十分に機能し、後の速やかな復旧に大きな役割を果たした。しかし、店舗・社宅の多くが被災し、91か所・213件で損傷被害があった。

被害が大きかった店舗は12店舗。熊本駅前では階段鉄骨がずれ、託麻では天井が落下、広安では建物内壁が損壊、東町団地では外ガラス壁が破損した。水道町と水前寺では立体駐車場が故障した。大津では駐車場が一部陥没、木山では駐車場が波打ち状態になった。

このほか陣山徒然寮で給水管が、事務センターで変圧器と内外壁が、水道町ビルでエレベーターホールと窓枠が損傷した。

重大な人的被害はなかったが、従業員22人が軽傷を負った。ピーク時で76人が避難所で過ごし、84人が車中泊を余儀なくされた。住宅被害は全半壊が62戸、一部損壊が1,040戸に上った。

2. 当行の対応事項(初動)

地震発生直後の主な対応

「緊急事態対策本部」の設置

2016年4月14日(前震)と、16日(本震)に、頭取を本部長とする緊急事態対策本部を設置。お客様および役職員の安全を第一とした対応、ライフラインの確保、早期の通常運用への復旧、お客様の被害状況や対応方法などの早期情報収集とスムーズな運営の事前準備といった基本方針を決定。地域金融機関としての使命を果たすため業務継続を図った。

現金払い出しの円滑化と相談窓口の設置

2016年4月15日。前震発生翌日、被災されたお客様に対して金融上の措置を直ちに実施した。営業店店頭にはポスターを掲示し広報した。

また被災された事業先や住宅ローンなどをご利用中のお客様からのご相談に対応するため、営業店と本部に「相談窓口」を設置した。



全店一斉朝礼(2016年4月22日)の様様

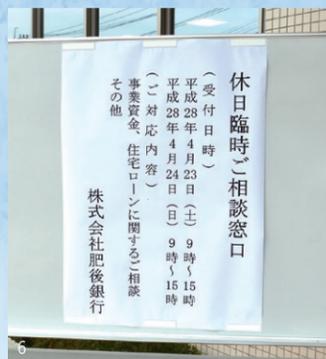
熊本地震発生直後の当行の初動対応

4月14日	21時26分	前震発生
	21時45分	本店ビル2階に緊急事態対策本部(本部長=頭取)を設置 行内態勢を緊急点検(人、物、金、情報、システムで分別)
4月15日	7時30分	勘定系ほか重要12システムの稼働状況を調べ、全システムの正常動作を確認 広安、木山の2支店を臨時休業(その他県内営業店は通常営業) 応援者を派遣してお客様を近隣店舗へ案内。為替代行設定を本部で行い受信処理 稼働しない店外ATM(ゆめタウンはません、益城町役場など複数)は近隣のATMを案内し、休業ATMをホームページに掲載 預金や事業資金、住宅ローンに関する要望・相談を受け付ける電話窓口(フリーダイヤル)を設置
	14時	人事部がメール、電話などで全従業員の安否を確認
4月16日	1時25分	本震発生
	2時30分	再び緊急事態対策本部を本店ビル2階に設置 開店困難店舗は8店舗と判断し、復旧作業を急ぐ(17日には8店舗→5店舗へ)
4月17日	16時	役職員・家族全員の安否を再確認 勘定系ほか重要12システムの稼働状況を再調査。勘定系は正常動作を確認したが、事務センターの変圧器がメイン、サブとも損傷して電源が消失し、情報系システムがダウン。別途、為替・口座振替の手作業営業を準備 変圧器の代替器を他県より緊急搬入
	4月18日	情報系システムが回復、営業を再開 午後、木山支店営業再開 店舗内ATM全408台稼働、設置先損傷を除く店舗外ATM137台/178台稼働 本店ビル2階に行員家族約130人を緊急避難受入
4月19日	東町団地支店(外ガラス壁が破損)、味噌天神支店(排水管が損傷)営業再開 本店前庭に給水ポイント設置	
4月20日	広安支店(内壁が損壊)営業再開	
4月22日	全店一斉朝礼	
4月25日	託麻支店(天井落下)営業再開	



緊急事態対策本部

1.被災状況(東町団地支店) 2.被災状況(託麻支店) 3.被災状況(広安支店)



1. 本店ビルの避難所開放 2. 支援物資配布(木山支店) 3. 木山支店メッセージ 4. ずれた機械を結束帯で固定(事務センター) 5. 地下のけがき板 6.7. 広安支店・木山支店休日営業 8. 鹿児島銀行からの応援者 9. 支援物資受入れ

3. 復旧対応(2週間)

ライフライン確保

被災営業店に生活用水、食糧、軽油(発電機用)の供給を開始した。役職員とその家族に飲料水、食糧などをブロック統括店を経由して供給した。道路が寸断されている阿蘇地区店舗に対しても物資を届けた。本店前庭に給水ポイントを4月28日まで設置した。

一方、ほかの金融機関27先と取引先35先から飲料水3万5,000本(2ℓボトル換算)、食糧(米・カップ麺ほか)9万9,000食の支援物資を受け入れた。

そのうち、営業店や自治体を通じて、益城町、熊本市、避難所28か所、病院などに飲料水1万4,000本、食糧4万4,000食を届けた。

行内向けでは宮地、内牧、高森、木山、広安の各支店のほか9ブロックと本部、事務センター、関連会社

などに飲料水1万8,000本、食糧4万6,000食を配布した。

金融サービスの提供継続

前震翌日の2016年4月15日から開始した無通帳・印鑑無しの現金支払の取扱い(原則20万円まで)は5月25日まで継続し、457件に上った。カード再発行手続の簡素化(自宅送付を店頭交付に変更)は1日当たり約30件であった。

資金決済ではPC損傷先に向け過去の履歴から振込先データを作成し提供した。5月25日まで継続し、16先に対応した。被害が大きかった木山・広安支店の地域では4月23日から5月4日までのゴールデンウィークには休日相談窓口を開設した。

また国税局の要請で国税口座振替を停止した。一方で、義援金口座の開設・取扱いを開始し、5月25日

までに57口座を開設した。

取引先へのリサーチ活動

震災直後より県内事業法人1万6,403先、住宅ローンご利用先4万3,548先のすべてを訪問し、お見舞いの意を伝えるとともに、被災状況を把握し、要望を集約した。この取組みには、鹿児島銀行からも30人の応援があった。その結果、県内事業法人の被害は5,576先/約1,500億円、個人のお客様の被害は5,533先に上ることが判明した。このデータを基に後述する支援を行っていった。

従業員に災害見舞金を支給

従業員(行員、特別嘱託・嘱託、スタッフ)支援では、居宅が全半壊した従業員に支給基準に基づき災害見舞金を支給した。

4. 震災復興支援に向けた対応

復興支援方針

復興支援方針の制定および震災復興委員会の設置

2016年5月、当行は、グループとして熊本の復旧・復興に向けた方針を明確にするため「復興支援方針」を制定した。「活力に満ちあふれたふるさと熊本の創生のために」を掲げ、

- ①熊本の復旧に向けた貢献
- ②熊本の復興に向けた貢献
- ③熊本の未来づくりに向けた貢献

の3方針を公表した。

また、頭取を委員長とする「震災復興委員会」を立ち上げた。「復興支援方針」に基づき、震災復興支援に向けた対応・対策などを迅速に協議した。

全行員一人ひとりが基本的な支援姿勢を理解し、行動するとともに、これからの復旧・復興支援に真摯に取り組むこととした。

お客様のご要望収集に向けた取組み

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の取組みなど

2016年4月に運用を開始した「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を被災した個人債務者に広く周知し、積極的な利用を促進するよう通達した。債務者の自助努力による生活再建を支援することを目的とした。

同ガイドラインでは、自然災害で



1. 債務整理に関する住宅ローン相談会(県弁護士会共催) 2. 震災復興セミナー(税務教室) 3. 震災復興セミナー(グループ補助金) 4. メンタルヘルスケア講習

被災し法的倒産手続の要件に該当することになった個人の債務者に対して、法的手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部または一部を免除することなどを内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めた。

全国初の制度運用を、弁護士会と協働で柔軟に対応した結果、84先/12.7億円もの調停案同意および債権放棄に応じた。

また、震災を原因とした融資条件変更にも柔軟に対応し、事業性融資で647件、住宅ローンで273件もの条件変更に対応した。

事業先に対する エリアリサーチ活動の実践

2016年10月、翌年3月末までに県内営業店のRM(役席・行員)に担当エリア内のリサーチ活動で復旧状況の把握と情報集積を図るよう通達した。当行の使命と役割を実践するため、活動において次の2点を求めた。

- ①担当エリア内のパトロール活動による地域の復旧状況・課題の把握
- ②新規先を含めた全事業先への訪問による個社別状況の把握と復興サポート対応

創造的復興に向けた プロジェクト

「グループ補助金」制度の 活用支援

2016年6月、「熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)」の公募開始に伴い、建物・設備で1,000万円以上の被害があった県内各種団体・事業先に対し、支援活動を行った。特に関心が高い「グループ補助金」に関する情報提供やセミナー開催、手続支援などに積極的に取り組んだ結果、当行では42グループ(1,069事業者)の申請手続を支援した。

また、同年9月より「復旧事業計画」の認定および補助金交付決定を受けた各構成企業に対し、補助金が交付されるまでの資金繰りを支援するため「グループ補助金つなぎ融資制度」を取り扱い、588件/254億円の融資を実行した。

創造的復興支援のための 金融ラインナップ

当行は創造的復興を支援するため、さまざまな金融ラインナップを用意した。法人向けには、復旧・復興のステージに応じて、「信用保証

協会保証付融資」「くまもと復興応援融資(プロパー融資)」「くまもと復興応援私募債」「つなぎ資金融資」などで対応した結果、震災後5年間の震災復興関連融資の実行額は8,647件/1,921億円に上った。また、投融資一体型の支援を実現するため「くまもと復興応援ファンド」や「くまもと未来創生ファンド」などファンド総額317億円となる4種のファンドを用意した。ファンド活用によるオーダーメイド型のソリューション提供を行った結果、ファンドの活用は62先/118億円におよんだ。

また個人分野でも復旧関連ローンの累計実行額は903億円に上り、早期の生活再建を支援した。

高齢者向け住宅ローン(リバース モーゲージ型)の取扱開始

2017年4月、当行は復興支援方針に基づき、被災されたお客様お一人おひとりの問題・課題解決への取組みの一環として、「肥後銀行不動産活用ローン(リバースモーゲージ型)」の取扱いを開始し、高齢被災者の住宅再建を支援した。

リバースモーゲージ型とは、自らが居住する住宅に関する資金(新



築・購入・リフォームなど)を対象とし、債務者が死亡するまでは、毎月利息のみの支払いを受け、元金は、債務者死亡時に一括返済を受けるものであった。

災害ボランティアの斡旋

2016年5月、県内各地で災害ボランティアが不足している状況を踏まえ、行員に災害ボランティアへの参加を促した。県社会福祉協議会災害ボランティア情報をホームページで確認し各自で検討してもらうこ

とにした。参加者は人事部宛に「ボランティア休暇」を申請し、各自で携行品を準備し、ボランティア活動保険に入ることにした。参加者には腕章を配布した。

Topics

熊本地震の教訓を生かして



防災井戸の設置と 「HarmoniCar(ハモニカー)」 の導入

2017年6月、熊本地震の経験を踏まえ、防災井戸を県内10か所に設置した。創造的復興に向けた具体的な取組みとBCP体制強化の一環として、災害時の生活用水確保を目的としたもの

であった。

さらに同年9月までに車両の衝突を防ぐバリカーなどを設け、防災井戸整備を完了した。

防災井戸は停電時にも使える手押し式で、女性や子どもでも無理なく水を汲み上げることができる。このような防災井戸を民間企業が複数整備するのは全国でも初めてであった。

これに先立ち、災害時の地域への開放について必要な事項を定めた「防災井戸の利活用に関する協定」を関係5市(熊本市、八代市、宇土市、宇城市、合志市)と締結した。

災害時には、生活用水の給水拠点として地域に開放すること、

地元自治会や近隣の学校などと協力し、地震の経験を風化させることなく後世に伝えていくための「防災および環境学習の教材」として活用していくこととした。

また広域・定期的な地下水管理活動のため、当行の防災井戸を使用して調査を行う「水位モニタリングに関する協定」を(公財)くまもと地下水財団と締結した。

また、同年10月、災害発生時の緊急対応車両として、ATMでの現金供給や電源供給などが行える移動店舗車「HarmoniCar」を2台導入した。被災地域のお客様の支援を目的として、熊本地震では熊本市や益城町など、県内13か所の仮設団地を巡回した。

第2節 | 令和2年7月豪雨の記録



被災した人吉支店

1. 令和2年7月豪雨の概要

豪雨災害の概要

2020(令和2)年7月、全国各地で長時間豪雨による甚大な被害に見舞われた。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなかでの大災害だった。

非常に活発な梅雨前線が日本列島に長時間停滞し、九州から東日本にかけて記録的な大雨となった。九州南部、九州北部、東海、東北の各地で1時間降水量が観測史上最

大となった。

各地で河川が氾濫し、家屋浸水・流出などが続出、全国で84人が死亡した。特に熊本県では球磨川地域など県南で65人が亡くなった。住宅被害は全国で全壊1,620棟、半壊・一部損壊8,103棟、床上・床下浸水6,825棟に上った。

熊本県の被災状況

7月3日夜から4日昼にかけ、熊

本県南部で局地的に猛烈な雨が降った。次々と発達する雨雲(積乱雲)が列をなして停滞する線状降水帯が幅70km、長さ280kmという空前の規模で発生。天草から人吉・球磨地方に向けた球磨川上空周辺に8時間も停滞した。

豪雨が続き、雨量は各地とも過去最大を観測した。あさぎり町上では24時間雨量が463.5mmを記録。7月1か月分の雨量が1日で降



人吉支店店内



人吉支店窓口の被災状況

るといふ猛烈さだった。

八代市、芦北町、球磨村、人吉市、相良村の球磨川とその支流など計13か所で河川が氾濫、堤防が決壊し、橋が流された。人吉市では氾濫流が一気に市街地に流入、店舗・家屋は軒並み浸水し、建物の2階まで達した。一帯は泥の海と化した。

球磨村渡の特別養護老人ホーム「千寿園」では、支流からあふれた氾濫流が施設に流入、逃げ遅れた入所者14人が死亡する不幸に見舞われた。

県内の犠牲者は65人に上った。熊本県警によると、死者のうち52

人が水死とみられ、うち33人は屋内で発見された。未明の急な増水、氾濫で逃げ遅れたのだった。

住家は人吉市が最も被害が大きく全壊900戸、半壊、一部損壊、床上・床下浸水までの総被害は3,072戸に上った。相良村・人吉市から下流の球磨川沿いで被害が相次いだ。球磨村は全壊332戸など総被害457戸、八代市が全壊147戸など総被害409戸。また佐敷川が氾濫した芦北町では全壊、半壊、一部損壊で総計1,565戸が被災した。

鉄道は肥薩線が橋梁や路盤の流出などで全面運休。くま川鉄道湯前線も橋梁流出で全面運休となった。

この豪雨による地域経済への影響について、県の調査では農林水産関係の被害額は1,019億円に上った。九州経済調査協会の推計では、熊本県の農林水産業の資本ストックの被害額は910億円、中

小企業の資本ストックの被害額は1,102億円だった。

当行の被災状況

球磨川沿いの店舗に氾濫流が流入し大きな被害を受けた。人吉支店は約4m、人吉駅前支店は約1m浸水して休業、ATMが停止し機器類は使用できなくなった。人吉駅前支店地下の電源設備は水没していた。

坂本出張所は店舗全体が浸水した。立入禁止とし、ATMは停止した。佐敷支店はATMコーナーが約1m、ロビーが約20cm、職務フロアが約5cm浸水した。

店舗外ATMは人吉市内と多良木町、錦町の10か所で使用できなくなった。このうち熊本県芦北地域振興局とゆめマート人吉は浸水被害で当面使用不可となり、それ以外は回線エラーで一時的に停止した。

犠牲者の市町村別内訳

- 球磨村 25人
- 人吉市 20人
- 芦北町 11人
- 八代市 4人
- 津奈木町 3人
- 山鹿市 2人
- ※ そのほか行方不明者 2人



ハモニカーの出動



臨時窓口の設置(人吉駅前支店)



行員ボランティア



行員ボランティア

2. 当行の対応事項

豪雨災害直後の 主な対応事項

県南豪雨災害に係る 特例扱い対応について

豪雨災害直後の2020年7月8日、当行は県南豪雨災害で被災したお客様に対して「災害に対する金融上の措置」を実施した。

預金証書・通帳・キャッシュカード・届出印を紛失した場合の預金払出について、通帳、印鑑、本人確認書類のみ持参のお客様は、本人確認またはピンパッド(無通取引)とした。すべて無い場合もヒアリングで本人であることと、住所・氏名・生年月日を口頭で確認し、登録内容と照合した。

本取扱いによる現金払出は原則20万円までとしたが、事務統括部へ相談のうえ、営業店長判断により20万円を超える取扱いも可能と弾力的に対応した。定期預金などの期限前払戻(中途解約)にも応じた。

災害の影響で支払期日が経過した手形などについては、取立てができるよう関係金融機関と調整

を図った。損傷通貨の両替にも応じた。

営業店・ATMの臨時休業および ハモニカー派遣

豪雨で氾濫流が浸水した人吉支店は7月19日まで、人吉駅前支店は21日までそれぞれ臨時休業した。

このため当行は金融機能維持を目的に移動店舗車ハモニカー2台を人吉市内に派遣した。1台はATMが使用できないイスマインター店に同月7日から、避難場所となった人吉スポーツパレスには10日から、人吉支店には20日から巡回した。もう1台は7日から人吉駅前支店に常駐した。

人吉市で営業を始めたハモニカー2台は、土日祝日も営業した。ハモニカーの奥は窓口になっており、相談に応じた。

鹿児島銀行もまた移動ATMカーを人吉市に派遣した。九州ATMネットワーク参加銀行(10行)の利用は平日他行手数料無料とし、9時から15時まで稼働した。同月13日から人吉商工会議所、21日か



ATM利用停止のためハモニカーへ誘導

らは人吉駅前支店へ巡回し、22日まで常駐した。

お客様向け 特別相談窓口の設置

豪雨災害から2日後の7月6日に人吉駅前支店に、8日からは人吉商工会議所2階に臨時窓口と相談窓口を開設した。臨時窓口では原則20万円を上限に預金の引出しに応じ、相談窓口では事業資金、個人ローン、火災保険に対応した。

臨時窓口、相談窓口ともに同月17日まで土日でも営業し、引出しと相談に応じた。

行員による被災復興 ボランティア活動

市街地が水没した人吉市をはじめ八代市の坂本地区、芦北、牛深、小国などに、行員延べ1,100人をボランティアとして派遣し、取引先などの清掃、後片付けを手伝った。

復旧に向けた金融支援

「肥後銀行災害復旧ローン」の 取扱変更

「2020年豪雨被災者向けローン」 の取扱開始

2020年7月10日、当行は7月豪雨の甚大な被害を踏まえ、「肥後銀行災害復旧ローン」の対象者に豪雨被災者を追加した。また豪雨被災者に限り、金利プラン・元金据置などの取扱いを追加。「マイローン」「マイカーローン」を新設して、豪雨被災者の生活再建を支援した。

豪雨被災地には災害救助法(地方自治体の災害救助費用を国が負担)が適用された。

「令和2年7月豪雨対策資金」の 取扱開始

新型コロナウイルス感染症の流行下で、豪雨災害と相次ぐ突発的

かつ甚大な災害により、多くのお客様は予期せぬ資金繰りの悪化などに直面していた。2020年7月13日、お客様の復旧・復興支援に向け「令和2年7月豪雨対策資金」の取扱いを開始した。

対象は豪雨で影響を受けた法人および個人事業主で融資限度額、融資期間とも定めなしとした。過去の災害時の経験を生かし、お客様の課題解決支援に取り組んだ。

「自然災害による被災者の 債務整理に関するガイドライン」 の取組み

2020年7月、「令和2年7月豪雨」の被災地に災害救助法が適用されたことから、被災者は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象となった。当行はあらためて、同ガイドラインの概要を被災地営業店の支店長に周知した。

同ガイドラインでは、自然災害の影響で破産手続など法的倒産手続に該当することになった個人の債務者に対し、法的倒産手続ではなく、債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部または一部を免除

することなどを内容とする準則を定めた。債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、被災地の復興・再活性化を支援するためであった。

対象となる個人債務者の主な要件は、生活基盤や事業基盤が豪雨災害の影響を受けたことで住宅ローンや事業性ローン、その他の既往債務を弁済することができない被災者、または近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる被災者、とした。

「なりわい再建支援補助金」の 申請支援

「令和2年7月豪雨」の被災地に災害救助法が適用されたことを受け、熊本県は「なりわい再建支援補助金」を設けた。申請には罹災証明書など各種書類が必要だった。当行は被災事業者の申請手続きを手伝い、早期に補助金が支給されるように努めた。



1.2. 行員ボランティア 3. お見舞品を手にローラー活動を実施 4. 人吉支店を賑わい創出スペースとして活用

「くまもと復興応援ファンド」における支援

2020年7月、「7月豪雨災害」で被災した事業者を支援するため、当行と鹿児島銀行、日本政策投資銀行の三者で出資する「熊本復興応援投資事業有限責任組合(くまもと復興応援ファンド)」を活用することを決めた。主な投資形態は融資、資本性劣後融資、社債、優先株式、普通株式などで被災事業者を支援した。

創造的復興に向けた金融支援

人吉支店、人吉駅前支店の営業再開

球磨川などからの氾濫流が高さ約4mまで達した人吉支店はたまった泥などを排出するなどして清掃に努めた。浸水して使用できなくなった機器類も取り替えて2020年7月20日、営業を再開した。地下の電源設備が水没した人吉駅前支店は同22日に営業を再開した。

人吉支店のリニューアル／賑わい創出スペースとして活用

2020年7月20日、豪雨被災した人吉支店は、店舗をリニューアルして営業を再開した。店舗1階に賑わい創出のためのスペースを設け、災害復興、地域活性化の拠点とした。

「九ちゃんクラブ」

地域の子育て支援や保護者の交流の場の提供を目的に、「NPO法人 人吉球磨陽だまりの会」が人吉市の委託を受けて運営した。「九ちゃんクラブ」の名称は九日町商店街に由来する。主な取組みは子育て支援の援助、情報提供、交流の場の創出ほか「人吉市図書館九ちゃんコーナー」での絵本の貸出しなどだった。

「人吉復興ビジターセンター COCOKara(ここから)」

豊かな自然と文化に恵まれた人吉・球磨の魅力や観光情報の発信に加え、豪雨災害からの復旧・復興に力強く歩み出した地域の姿も発信した。主な取組みは復興の様子や人吉・球磨の魅力を伝えるパ

ネルの展示、動画の上映、店舗・宿泊施設の再開情報やイベント情報の提供、地元事業者のグッズ・お土産物の販売、防災学習、啓発活動に関するミニイベント開催などであった。

「くまもとDMC 人吉・球磨(地域づくりオフィス)」

熊本観光の魅力を総合的にマーケティングする会社「くまもとDMC」の人吉・球磨事務所を同スペースに設けた。人吉・球磨の観光復興に向け、地域に寄り添い、それぞれの魅力を発掘し磨き上げようと、専任の担当者を配置した。

主な取組みは、①行政や民間事業者との幅広い情報交換を通じて、地域の魅力や課題を一元化する、②地域のヒト・コト・モノなどの資源を磨き上げ、新しい観光スタイルを構築する、③観光に関する課題解決を提案し実践していく、ことであった。

第3節 | 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 感染拡大への対応



卓上パーティションのある窓口でのお客様対応状況

1. 新型コロナウイルス感染症と感染拡大防止策の概要

感染症の概要と政府対応

2019(令和元)年12月8日、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国武漢で初確認された。パンデミック(世界的大流行)の始まりであった。

2000年1月15日、武漢から帰国した日本人男性が国内初の感染者と診断された。政府は同感染症を感染症法上の「2類相当」とし、感染した患者に入院を勧告、

行動を制限した。政府は4月、新たな立法措置で全国に緊急事態宣言を発令した。国民に外出自粛、飲食店や映画館などに時短営業、休業を要請した。「まん延防止等重点措置」を実施し、都道府県知事が独自に特定地域で強力な感染防止対策をとれるようにした。一方、感染検査態勢を整備し、ワクチンを緊急輸入して国民に接種を呼び掛けた。

経済は停滞し小売業、飲食業をはじめとするあらゆる業種で急速に業績が落ち込んだ。倒産、廃業も相次いだ。政府は助成金や給付金を支給し、冷え込む経済を支えた。地方には独自の感染防止策を促して大規模な地方創生交付金を拠出した。

2023年4月、感染流行はようやく収束。同年5月8日、新型コロナウイルス感染症は季節性インフル



緊急事態宣言で閑散とする午後2時のスクランブル交差点(提供:共同通信社)

政府の新型コロナ対策の経過

- 2020年 3月13日 ▶ 新型コロナウイルス特別措置法成立
- 4月7日 ▶ 7都府県に緊急事態宣言を発令
 - 16日 ▶ 対象地域を全国に拡大
- 5月14日 ▶ 39県で宣言を解除
 - 25日 ▶ 宣言を全面解除
- 7月22日 ▶ 「Go To トラベル」事業開始。東京都は除外
- 10月1日 ▶ トラベル事業に東京追加
- 12月14日 ▶ 菅義偉首相がトラベル事業の全国一時停止表明
 - 25日 ▶ 首相が記者会見で緊急事態宣言の再発令に慎重姿勢を示す
 - 31日 ▶ 東京都の感染者が1300人超。国内感染者が4000人を超える
- 21年 1月2日 ▶ 東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏1都3県の知事が西村康稔経済再生担当相に緊急事態宣言の再発令を検討するよう要請
 - 4日 ▶ 首相が記者会見で再発令の検討に入ると表明
 - 5日 ▶ 首相が自民党役員会で再発令を7日に決定する方針を表明
 - 7日 ▶ 首相が1都3県を対象に緊急事態を宣言

政府の新型コロナ対策の経過 (提供:共同通信社)

エンザと同じ5類感染症(自己管理)と位置付けられた。日本の感染者の累計は3,380万3,572人、死者は累計7万4,694人に上った。世界では累計で約6億7,657万人が感染し、約688万人が死亡したのだった(米ジョンズ・ホプキンス大学集計データのNHKまとめを参照)。

熊本県内の動向と対応

2020年2月21日、熊本県内で感染者を初確認した。その後、集団感染が県内各地で発生した。県は独自の緊急事態宣言を発令、給付金を支給して飲食店などに時短営業を要請した。熊本市はまん延防止等重点措置区域に指定された。

県独自に緊急宣言

全飲食店へ時短要請
 新型コロナウイルス「不要の外出自粛を」

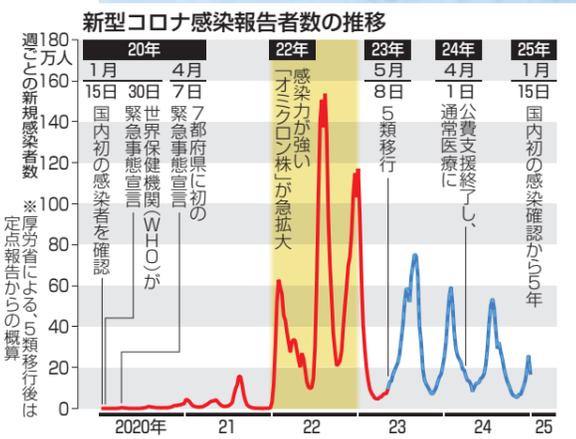
熊本県独自の緊急事態宣言のポイントを解説する記事のスクリーンショット。記事には、飲食店への時短要請、外出自粛の要請、そして感染拡大防止策に関する情報が含まれている。

熊本県独自の緊急事態宣言発令を報じる記事(『熊本日日新聞』2021年1月14日付)

原因ウイルスがアルファ株、デルタ株、オミクロン株など変異するごとに感染者は急増。感染者用の病床が不足した。県は、入院は65歳以上の高齢者を優先するとし、軽症の感染者の自宅療養を制度化した。

県民のワクチン接種の回数が増えるにつれて、感染者は減少に転じた。流行は2023年3月に収束。県内の感染者は延べ53万8,450人に上った。

コロナ禍の県経済への影響は観光、飲食業、サービス業で顕著だった。県統計調査課のまとめによると、県内の延べ宿泊者数はコロナ禍の2020年が約473万人、2021年が約473万人、2022年が



新型コロナ感染者数の推移 (提供: 共同通信社)



厚生労働省による感染防止の啓発ポスター (出典: 首相官邸ホームページ)



ワクチン職域接種の様子

オンラインでの支店長会議の様子 (2020年4月)

約630万人。コロナ禍前の2019年の約763万人を大幅に下回った。特に入国制限で外国人の延べ宿泊者数は2021年には約3万人まで激減した。

県内百貨店・スーパーの販売額も、外出自粛の影響を受け、2020年、2021年はコロナ禍前を下回った。コロナ禍が収束した2023年を機に県経済は回復し、前年比増に転じたのだった。

当行の感染拡大防止への対応と行内の動向

「新型コロナウイルス」感染防止への対応

2020年1月、当行は新型コロナウイルス感染症が複数国に拡大していることを踏まえ、従業員に十分な手洗いやマスク着用など感染予防策を奨励し、中国湖北省への渡航を禁止した。その他地域への渡航も事前に人事部に報告することとした。

その後の感染拡大が懸念されたことから、①不特定多数が参加するセミナー・会合 (当行主催を含む) には原則出席不可、②行内

外の宴席については原則自粛、③発熱がある行員の出勤停止と所属長への報告、④窓口・渉外係はマスク着用、を指示した。

同年3月、感染あるいは感染の疑いがある従業員については、原則強制休暇を取るよう指示した。高齢者・持病のある方へ接触する機会のある従業員は、事前に電話による訪問意向を確認し、訪問する際は十分な体調確認を行うこととした。感染リスクを高める環境 (密閉空間、人が密集する場所、近距離での会話・発声) を避けるよう要請した。

窓口休業時間 (昼休み) の導入とテレワークを推進

2020年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京支店と大阪支店に窓口休業時間 (平日11:30~12:30) を設けた。

また、営業店の渉外活動でテレワークを推進した。地域のすべてのお客様に寄り添った対応はこれまでどおりながら、お客様のご意向を確認したうえで、テレワーク営業などを取り入れた。

お客様とのコミュニケーションツール拡大 (行内放送局 PC を活用した Web 会議)

2020年5月、当行は新型コロナウイルス感染拡大で接触機会の制限が求められているなか、行内放送局 PC を利用したお客様との Web 会議の運用を開始、コミュニケーションツールとして積極的に活用した。接触機会の削減と、お客様とのコミュニケーション維持・拡大を同時に実現した。

「新型コロナウイルス感染症対策・創造的復興委員会」の新設

2020年5月、当行を含む KFG グループは、創造的復興委員会を改組し、「新型コロナウイルス感染症対策・創造的復興委員会」を新設した。新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響を踏まえ、お客様・地域経済に対する取組みについて協議した。

協議内容は、①新型コロナウイルス感染症に対するお客様の事業継続・生活維持、地域経済の回復に資する取組み、②創造的復興の実現に資する事業、ビジネスモ

デル、地域大型プロジェクト、まちづくり、産学官金労連携、③その他、地域の未来づくり、創造的復興の実現に資する事項について、であった。

テレワークに関する就業関連規程の新設および改定など

2020年10月、当行は新型コロナウイルス感染防止にもつながるテレワークを進めるにあたり、就業関連規程を新設・改定し、運用上の実施要領を新設した。多様な働き方の推進、業務継続確保などが目的だった。

テレワークの規程は、通信機器を利用して行う勤務形態を、在宅勤務=自宅や自宅に準ずる場所での勤務、サテライトオフィス勤務=所属事業所以外の別途定める施設での勤務、モバイル勤務=出張時など行外での勤務とした。

対象者は、テレワークによる業務遂行が可能であると所属長が認める従業員であった。服務規律では就業規則のほか、当行が認めた場所以外で業務を行わない、当行貸与の情報通信機器を使用し、

情報などを第三者に閲覧させないとする事項を遵守させた。

テレワークに伴い発生する費用は自己負担とした。ただし、当行が貸与する情報通信機器利用の際の通信費は当行が負担した。

ワクチン職域接種 (従業員・家族・地域住民総数1万2,000人)

2021年7月から、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、当行および当行グループ会社などの従業員と家族のうち希望者を対象に、熊本市中央区水前寺1丁目の徒然会館で、ワクチンの職域接種を実施した。

医療機関は桜十字病院。ワクチンはモデルナ製で1回目接種後、4週間後に2回目を接種した。当行は1万5,000人分のワクチンを申請し、当行関係者の接種人数確定後、取引先に案内した。

PCR 検査態勢の確立

2020年7月、当行は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ

(COCOA)」の利用を推奨した。8月には COCOA の利用普及に伴い、役職員が PCR 検査を受診する事例が増加した。

役職員が陽性判定を受けた場合は、所属部室店の消毒や応援態勢の整備など事前準備が決め手だった。このため役職員と濃厚接触の可能性が高い近親者を含めて、PCR 検査受診ならびに結果について所属長へ夜間・休日を問わず即時報告するよう通達した。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する当行グループの取組み ～「活力あふれる地域社会」をお客様や地域の皆様と共に～

お客様の事業継続と 生活維持に向けた取組み

新型コロナウイルスの影響に 対するお客様への対応

2020年2月、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響が日々大きくなり、売上減少およびサプライチェーンの寸断による事業の継続性に疑義が生じてくる可能性があった。

このため、県内全事業先(純預金先含む)へのヒアリングにより、お客様の影響を把握した。そして地域金融機関としてお客様のニーズに対しては迅速に行動し、資金需要への積極的な対応を徹底するよう通達した。

具体的には、①管内事業先につ

いて全先の影響を把握する。資金需要のみならず、お客様の問題に寄り添う、②資金需要に対しては保証協会付緊急融資制度を活用、影響を今後受ける可能性のあるお客様にも積極的に案内し、プロパー融資による対応も積極的に行う、③「被害状況把握シート」に被害状況をを入力する、こととした。

これに先立ち2月末、県内営業店の支店長、渉外役席、融資役席を対象にWEB会議を開催した。

事業者向け特別相談窓口の設置

2020年2月、新型コロナウイルスによるインバウンド減少などによる売上減少や、中国の春節を踏まえた大量の在庫仕入れの影響から、

事業先の資金繰り悪化が想定された。お客様からの事業資金に係る借入、返済条件の変更などに迅速に対応するため、法人営業部に専用電話による「特別相談窓口」を設置した。

休日は、コンサルティングプラザ水道町のフリーダイヤルで受け付けた。相談内容をヒアリングした後、翌営業日に法人営業部・与信統括部があらためて相談対応することとした。

熊本県信用保証協会保証付 「緊急時短期資金」取扱開始 ならびに「緊急時条件変更対応」

2020年2月、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業

者の資金繰り支援に向け、熊本県信用保証協会と連携し、緊急的な制度融資「緊急時短期資金」の取扱いを開始した。「緊急時短期資金」は運転資金限定で期間は6か月以内とした。

また、新型コロナウイルスの影響により、保証協会付の既存借入金返済に支障が生じているお客様に対して、返済緩和の条件変更を応急的に実施した。

熊本県制度融資「金融円滑化 特別資金」取扱いの一部改定

2020年3月、当行は新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、「熊本県金融円滑化特別資金」の取扱いを一部改定した。内容は以下のとおり。

- ①セーフティネット4号認定(新型コロナウイルス感染症分)を受けた者を融資対象者に追加
- ②外部環境の変化(新型コロナウイルス感染症分)を受けた者を融資対象者に追加
- ③上記の融資利率および保証料率を一部改定

「セーフティネット4号認定者」とは、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた法人および個人事業主のうち、直近1か月の売上が前年同月比20%以上減少し、かつ今後2か月の売上が前年同月比20%以上の減少が見込まれる者を指した。

「新型コロナウイルス感染症対応 特別資金」の取扱開始

2020年4月、プロパー商品である

「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」の取扱いを始めた。地域金融機関としてお客様の立場・目線にて行動し、資金需要へのスピーディーな対応に努めた。

本商品は「創造的復興おうえん資金」の商品性を基本とした。お客様の資金繰りの支援強化に向け、一部商品性を変更し、1案件あたりの融資金額の上限を撤廃した。影響が不透明かつ拡大の可能性があることから、お客様のニーズに柔軟に対応した。

また、お客様の資金繰りの安定化に向け、最長3年間の期日一括返済資金を導入した。

「新型コロナウイルス対策緊急 支援資金(農業)」の取扱開始

2020年4月、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者の資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス対策緊急支援資金(農業)」の取扱いを始めた。

対象者は、農業粗収益(売上高)が200万円以上(法人の場合1,000万円以上)である者、または農業所得(営業利益または所得金額)が総所得の過半を占めている者で新型コロナウイルス感染症の影響で農業粗収益が前年同期比10%以上減少している、または10%以上減少が見込まれる者とした。

融資金額は1,000万円を上限に原則減収補てん分とし、期間は1年超10年以内(うち据置期間は3年)とした。

熊本県制度融資「新型コロナ ウイルス感染症対応資金」 取扱開始

2020年5月、当行は、全国の都道府県が国の財源をもとに創設した統一制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを始めた。新型コロナウイルスの影響拡大に伴うお客様の資金需要増加に対応した。

融資対象者は、セーフティネット4号保証認定者(セーフティネット4号認定者)、危機関連保証認定者、セーフティネット5号保証認定者であった。

危機関連保証認定者とは、直近1か月の売上高が前年同月比15%以上減少、かつ今後2か月の売上高が前年同期比15%以上の減少が見込まれる者であった。セーフティネット5号保証認定者は直近3か月の売上高が15%以上減少している者である。融資金額は3,000万円(後に4,000万円まで拡充)以内、期間は10年以内(うち据置期間5年以内)であった。また、一定の要件を満たせば、金利の全額利子補給ならびに保証料全額補助を受けることができた(いわゆる実質無利子・無担保融資)。

「ひびんエクイティローン(資本 性劣後ローン)」の取扱開始

2021年1月、コロナ禍の長期化や2020年7月豪雨などの影響によるお客様の資金繰り支援に加え、新たに財務体質強化を支援するため、中長期的な支援資金として資本性劣後ローンの取扱いを始めた。



特別相談窓口(水道町支店)

融資対象先は原則として、①新型コロナウイルス感染症や自然災害などの影響により、経営が悪化した事業者、②当行のシェアメイン、③売上高5億円以上で、財務基盤の強化・改善および中長期的な金融支援を必要としている事業者(不動産業、パチンコ業、金融業は除く)という条件をすべて満たす法人、であった。

融資金額は原則3,000万円以上3億円以下、融資期間は5年超15年以内、返済は期日一括とした。

熊本県制度融資「新型コロナウイルス経営改善資金(伴走支援型・事業再生型)」の取扱開始および他県制度融資の一部改定

熊本県が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に

対する国の既存制度を活用して、事業者負担分の保証料を0%にするなどした新たな制度融資「伴走支援型特別保証制度」と「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度」を創設した。これを受けて2021年11月、当行は取扱いを始めた。それに伴い、そのほかの県制度融資に関する取扱要領を一部改定した。

お客様向け「テレワーク」導入支援

2020年4月、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の「テレワーク」推進を受け、お客様の「テレワーク」導入を支援した。

感染拡大防止(従業員の安全確保)と生産性向上(移動時間の削減)の観点から、お客様の課題解決

につながるとして積極的に導入を提案した。

商品名は「RemoteView(リモートビュー)」。自宅や出張先などインターネットに接続できる環境であればどこでも作業ができた。

メリットは、①低コスト、②簡単導入、③高いセキュリティ、であった。

「副業でみんながつながる熊本産マスクプロジェクト」への参加

2020年5月、新型コロナウイルス感染症の影響で休業、自宅待機を余儀なくされている個人の方々を支援するため、熊本の金融機関・経済団体有志で「熊本地域金融・経済懇話会」を組織し、「副業でみんながつながる熊本産マスクプロジェクト」を実施した。

参加したのは、当行をはじめ熊

本銀行、熊本第一信用金庫、熊本信用金庫、熊本信用組合、商工組合中央金庫熊本支店、熊本商工会議所、熊本県商工会联合会、熊本県中小企業団体中央会。

同プロジェクトは副業機会の創出とマスク不足の解消を目指した。副業として布マスクを製作する個人にその代金を支払い、真新しい布マスクを希望する人に配布した。マスクの受取り・検品に熊本キワニスクラブがボランティアで協力した。

当行では副業支援として取引先の従業員(主に観光業・飲食業など)に案内した。

飲食店応援プロジェクトの実施について

2020年5月、当行は県内自治体、商工団体、熊本日日新聞社と協働

で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている県内飲食事業者に対する事業継続支援を目的に、飲食店応援プロジェクト「#SAVE THE EATS KUMAMOTO」を実施した。復興支援サイト「かせするもん。」経由で「さきめし」ならびに「未来の食券」サイトに入り、未来の飲食代金を先払いするとともに飲食店へ応援の気持ちを伝えることで、売上げが落ち込む飲食店を支援し応援する仕組みであった。

また、同月、グローバル・クラウドファンディングも、熊本県内の飲食店を対象に飲食代金の前払いで応援する「さしより応援プロジェクト」を実施した。本プロジェクトでは、支援先の飲食店614先に対し、1,711人の方よりさしより応援チケットを購入いただき、3,731万円

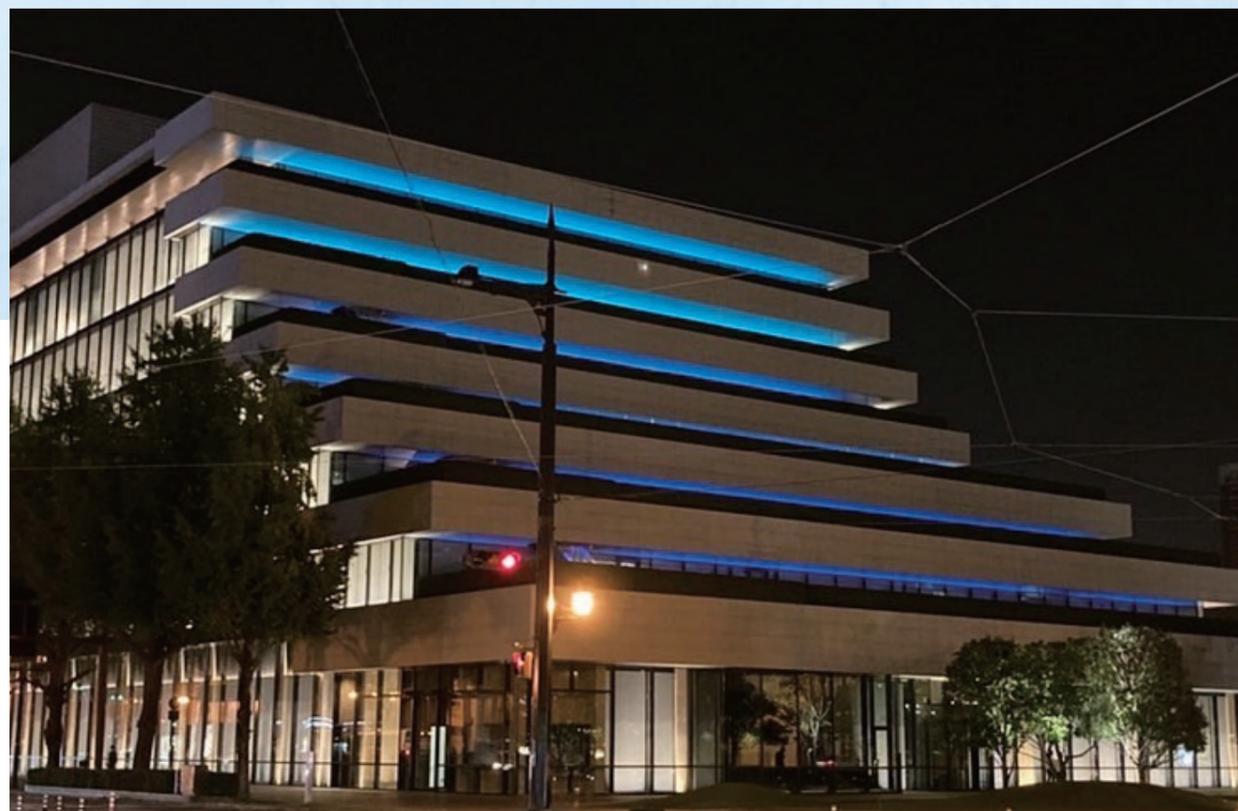
の支援金を集めた。

地域の未来づくりに向けた取り組み

新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県および鹿児島県への寄付(総額2億円)

2021年11月、KFGの当行と鹿児島銀行は、地元経済の復興および地方創生事業を支援するため熊本・鹿児島両県に、それぞれ1億円を寄付した。両行が1億円ずつ拠出した。コロナ禍が地元経済に及ぼす影響は大きく、回復に向けた早急な取り組みが重要かつ不可欠であった。

法人関係税が控除される企業版ふるさと納税制度を活用した。



本店「Light it Blue」(医療従事者への感謝の表明)



1.「副業でみんながつながる熊本産マスクプロジェクト」のマスク検品作業 2. コロナ禍でのマスク贈呈式(保育園) 3.「#SAVE THE EATS KUMAMOTO」キックオフ 4. コロナ禍での入行式